学習テーマ『公務労働の専門性』　について

（参考資料：住民と自治　2023．5月号）

２論文について意見交換を行いその時に出されたレポートです。

皆さんの学習の参考にしてください。　事務局より

１.公務員の専門性をめぐる現代的攻防ライン　　　　　　　　　Ｐ.５～

　　　　　　　　　　　　　　　　　　二宮厚美（神戸大学名誉教授）

１ 全体の奉仕者としての専門性の意味

　[専門家（specialist、professional ）という一般の立場から「公務員固有の専門的特質」とは]

1. 公務員の特性・特徴

・憲法第15条：すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」

・全体の奉仕者：地域社会全体に対して奉仕する人,サービスを提供する人

　　　　　　　　　　◎一部（特定の人々・特殊利害集団）の奉仕者ではない

　　　　ｃｆ. 現実の社会⇒資本主義社会：企業の集合（営利目的の特殊利害を追求する集団）

・憲法の解釈：公務員は資本主義的企業の従業員のようであってはならない

・公務員の「全体の奉仕者」：企業人間＝会社人間＝ビジネスマンとは違う。

・公共部門：民間の営利企業とは違う、企業従業員とは異なる、民間ビジネスの専門性とは異質

➡公務員の専門性を形骸化・空洞化、働きがい・仕事のやりがいを奪っている根本的理由

　　　＝自治体の企業化、公共サービスの市場化・営利化をねらう新自由主義の台頭

２　「共同性」と「人権保障」を担う公務労働

　◎「公務員はコミュニティ全体の奉仕者である」＝「公務員の仕事は特殊な私的利害に貢献する

ものではなく、公共的性格をもったものである」の言い換え

公務労働の公共性それ自体に関して立ち入って説明していない

（1）公務員1人ひとりの仕事・職務の公共性

　　・「公共性」：公務員の存在理由（レーゾン・デートル）

　　 　　　　　　　保育・教育・学校給食・水道・消防・徴税・建築確認などの業務が公務員の仕事

　　　　　　　　　　　　[例]水道業務の公共的性格

　　　　　　　　　　戦後の論争テーマ：「共同性」と「権利性」の2点

（２）公共性の第1の基準：「共同性」

・公務とは「社会の共同利益」、「地域社会の共同業務」を担う点にある。

　　　　　　　　　　　[例] 保育や高齢者ケア、環境保全、防災、文化財保護等は、地域社会の

共同利益を担う仕事⇒職務には共同性＝公共性がある

⇒　「全体の奉仕者としての公務員」の言い換え

・「公共性＝共同性」のとらえ方は、常識的な見方ではない

　　　　　　　　［理由］地域社会の実態は「私的利害による分裂・分断状況」にある。

　　　　　　　　　　　　　・地域社会は「共同利益」の場とは言えない現実

　　　　　　　　　　　　　　　[例]

子どもは地域の宝なのだから、保育・教育は公的責任のもとに置かれるのは当然という見方

民間の保育・教育・塾産業等の営利ビジネスの立場

デベロッパーの利害

環境保全

文化財保護

人材派遣企業パナソ

コロナワクチン接種等の公衆衛生業務　　保健所

　　　　　　　　・住民の合意による「共同利益」に対する応答責任を果たすとき

　　　　　　　　　　➡公務労働の「公共性＝共同性」が実現➡実証される

(3) 公共性の第2の基準：「権利性」 公務員の仕事は権利を保障する点

　　・憲法：第99条憲法尊重の義務規定、「住民の権利保障の義務」から導き出される

　　・公務労働は「人権保障労働」としての性格が強い

・「共同性」と「人権保障性」の2点に公務員の公共性の根拠がある。

　⇒・公務労働には、「公共的専門性」から導き出される１つの社会的規範・使命が課せられる

　　 ・地域社会や住民の権利に応答責任を負った公務労働でなければならない

　　　　　　➡公務員の仕事の「公共性」から導出される公務労働の第1の専門性

３　三大労働部門における公務員の専門性

第1の専門性「地域社会と住民の権利に対する応答責任」：公務員一般の仕事に固有な

公共性に根ざした専門性

　第2の専門性：労働内容に起因する専門性（技能・技芸・熟練・練達・スキルなど）

〇公務員の専門性①技能的スキル　②知的スキル　③情報関係スキル

〇三大労働部門：①物質的生産労働（物質代謝労働）

　　　　　　　　　　　 ②対人サービス労働（精神代謝労働）

1. 情報関係労働

1. 物質的生産労働（物質代謝労働）

・モノづくり労働に属する仕事：建築・土木、廃棄物処理、上下水道、公園整備・管理等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒専門性：技能的スキル

1. 対人サービス労働（精神代謝労働）

・保健・ケア・保育・医療・教育等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒専門性：知的スキル

1. 情報関係労働（情報の収集・処理・加工・伝達・管理等）

・広報、統計、窓口業務、税務、国保、年金事務、議会・法務関係労働等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒専門性：情報関係スキル

〇３つの専門的スキルを確保する必要条件

1. 専門的知識・学力・能力の修得
2. 学歴・資格の取得
3. 研修・経験・体験の蓄積

　 　　　〇３つの専門的スキルを確保・発揮・保障する不可欠な条件

1. 雇用の継続・安定（雇用保障）
2. 生活の安定的保障（賃金保障）
3. 適切な労働条件・環境（ディーセント・ワーク及びアメニティ環境の保障）

　　　　　　　　　➡公務労働の専門性に不可欠な必要十分条件が整う

４　グッバイ新自由主義、さらば維新政治

　〇背景：　前世紀：地方行革

　　　　　　　21世紀：自治体リストラ

　　　　　　　安倍政権期～：公的サービスの産業化

　　　　　　　～現在～　　　：新自由主義的な①民営化・規制緩和策　②NPM策

　　　　　　　　公務員の公共的専門性や各種スキルは衰退・形骸化・空洞化の道・・・・・

　　　　　　　　　[理由]新自由主義的構造改革が①市場・営利主義

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ②新たな完治・官僚主義　　を呼び起こした

※①市場・営利主義（例：公的サービスの産業化）

　　　　　　【到達点】　1⃣公務のアウトソーシングによる公務員の人減らし

　　　　　　　　　　　　　　・指定管理者制度により、公共部門に営利・非営利の民間事業が入り込む、

　　　　　　　　　　　　　　・公共サービスの市場化・営利化

　　　　　　　　　　　　　 ・公務員の専門的スキルに不可欠な「①雇用の継続・安定②生活の安定的保障③適切な労働条件・環境」がことごとく侵害された

　⇒委託先の①雇用の不安定化　②低賃金化　③労働条件・環境の悪化

　　　　　　　　　　　　　　　　　➡公務労働のスキルを劣化

　　　　　　　　　　　　　2⃣公務労働の非正規化の進行

　　　　　　　　　　　　　　・2020年度から導入の「会計年度任用職員制度」により加速化

　　　　　　　　　　　　　　・①雇用不安　②低賃金による生活不安　③劣悪な労働条件・環境

　　　　　　　　　　　　　　　　　➡公務労働のスキルを劣化

　　　　 ②新たな完治・官僚主義

　　　　　　・新自由主義的構造改革の結果

　　　　　　　　1⃣　アウトソーシングや正規職員の非正規化による公務労働の各種専門的スキルを

形骸化・空洞化した

　　　　　　　　2⃣公共業務に対して、NPMによる労働管理、人事・給与制度を導入し、新たな官治・

官僚主義を呼び起こした

　　　　　　　　　　　※新たな完治主義：職務命令第一主義、上意下達、立身出世主義、「ヒラ職員」

のヒラメ化等を意図　　　　例：橋本府知事・市長時代の大阪

　　　　　　　　　 　・公務員的専門性

　　　　　　　　　　　 地域住民の民意・合意に対するリスボンシビリティ（応答責任）　　の剥奪

　　　　　　　　　　　　プロフェショナル・フリーダム（専門的裁量権）

　　【対策】

重要

　　・公務員の専門性の再生

　　・「グッバイ新自由主義、さらば維新政治」の世論喚起

2.住民の「いのち」と尊厳にかかわる公務労働　　　　　　　　　　Ｐ.10

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡崎祐司（佛教大学社会福祉学部教授）

１　いま、公務労働の再生が求められている

　・公務労働の後退が住民の「いのち」と生活を脅かすことが、コロナ禍でいっそう明らかに！

1. 新型コロナウイルス感染症拡大のもとで住民の健康問題や生活困難
2. 貧困への公的責任の重要性
3. 20数年間の新自由主義改革の一環である地方行財政改革による保健福祉行政の脆弱さ

・公的機関の廃止・後退

・民間委託

・公共サービスの市場化・営利企業参入促進

・グローバル大企業中心の開発政策

　　　　　［現状］・高齢者中心に死者数増加

　　　　　　　　　 ・高齢者・障碍者施設の入所者が医療を受けられず重症化・死亡

　　　　　　　　　 ・職員減により、窓口・電話対応で住民と向き合う職員が疲弊し、心身の健康悪化

２　住民と自治体職員を分断する新自由主義改革とその克服

　◎分断の克服を意識した運動が必要‼

　・保健・福祉労働の再生

1. 住民の「いのち」や生活、人権を守る公務労働者の役割と専門性を発揮させる自治体をつくる
2. 自治体正規職員の増員、労働条件の改善
3. ①・②が、普段の生活でも危機的な状況下でも、住民の「いのち」や生活を保障することにつながる

⇒共通認識で、「住民のための公務労働」を再生する共同の運動を住民と自治体職員でつくることが必要

３　民間非営利の保健・医療・福祉

　・以下の条件で「公務労働」に含まれる

　　◆福祉政策・社会保障政策の一環として運営

　　◆経営主体が社会的使命を組織的に貫徹できる非営利法人である

　　◆担い手＝職員が住民の人権保障を実践目的とし、それにふさわしい個別的・集団的専門性

をもっている

４　保健・医療・福祉の公務労働の役割と専門性

1. 住民の生活困難や「いのち」の危機など地域における社会問題を対象にしている。

（社会問題分析）

1. 困難をかかえ厳しい状況にあっても、自分らしく生きたい、人として尊重されたい、社会に

参加したいという個人の切実な要求をつかみ、それを当事者とともに歩みながら実現する。

（コミュニケーション能力）

1. 政策・制度を活用し、かつ政策・制度の裏付けを必要とする専門労働

（政策制度の裏付け）

1. 地域における保健・医療・福祉の連携・協働をつくり、住民の「いのち」と生活の継続に必要な社会行政計画を策定する政策能力

（政策の立案）

５　階級社会と公務労働

　・保健・福祉は、生存権と個人の尊重を目的とする社会的実践　かつ　公共性をもつ

1. 保健・福祉制度により、住民は「いのち」と生活を支えられている。

矛盾

1. 保健・福祉の運営において、住民管理の強化、高負担のため負担できない人が制度から排除

　　　⇒現代資本主義社会と国家の性格

　　　　　　・各階級の対立を支配階級の側に立って抑え込むために政策をつくり、行政・財政、

制度を運営

・地方自治体への集権的な支配・統制、地方動員

・グローバル大企業や財界の要請にそった保健・福祉制度の改革

　　例：公的財政責任の回避と国民負担の強化

　　　　分断を伴った支配・動員の強化

　　　　市場化・営利化の促進

生活保障の役割の低下

　　　　　　◆国際的な人権条項や日本国憲法にもとづいて保健・福祉が重要政策になっている。

なぜか？

６　市民・当事者と公務労働の共同と運動

　・資本主義国家といえども、社会保障をある程度実施するのは・・・・・

　　〇社会矛盾としての失業・貧困・生活困難・健康問題など社会問題を背負わされている労働者

や当事者の運動が発展

↓

生存権、男女平等、発達保障、障がいのある人の働く権利、地方自治の権利、環境権など

歴史的に獲得

　　　　　　　　↓

実現のための政策・制度を国・地方に迫る社会運動の発展を階級国家も無視できなくなっ

たから。

　　　　　　　　　　　　↓

　　◎広範な社会運動・市民活動と公務労働運動の力の結合

　　◎運動側から、公共性や権利性の実現を迫る！

　　◎あるべき保健・福祉の実践活動を草の根からつくる

　　◎保健・福祉を創造する地域の活動・事業の実施

　　　　　　　　　　　　↓

　　・公務労働者が、保健・福祉のありかたを評価・共同を前に進める市民の力を引き出す

　　・学習の保障

　　・情報公開

　　・多様な共同の場の拡大

　　　　　　　　　　　　↓

　　・公務労働が果たすべき役割・専門性を自ら明らかにする運動的学習活動が重要

　　・公務労働者の使命：階級社会の中で変質される保健・福祉の公共性・権利性を

　　　　　　　　　　　　　　　 市民・当事者とともに闘い、再生・発展させるという歴史的使命